

資料 2

「指定外来動植物の指定（案）」について

鹿児島県環境審議会自然環境部会

指定外来動植物の指定案について

1 環境審議会自然環境部会への諮問理由

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（以下、「条例」という。）第7条第3項において、知事が指定外来動植物を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞かなければならないことが規定されている。

2 種の選定方法と指定案

鹿児島県外来種対策検討委員会において、指定外来動植物の追加指定種案を指定外来動植物被害防止基本方針に基づき検討した結果、下表の動植物6種（動物4種・植物2種）を選定することを決定した。

区分	分類群	科名	種名	外来種リスト		規制地域
				県	国	
動物	爬虫類	ヌマガメ科	ミシシッピ アカミミガメ	○	○	県内全域
動物	汽水・淡水 水産魚類	タイワンド ジョウ科	カムルチー	○	—	県内全域
動物	その他節 足動物	アメリカザ リガニ科	アメリカザリ ガニ	○	○	県内全域
動物	陸産貝類 ・淡水汽 水産貝類	シジミ科	タイワンシジ ミ種群	○	○	県内全域
植物	維管束植 物	ヒルガオ科	アメリカネナ シカズラ	○	○	県内全域
植物	維管束植 物	キク科	メリケントキ ンソウ	○	—	県内全域

【国リスト（429種）】

国内の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて、環境省及び農林水産省が作成・公表する外来種のリスト（外来生物法に基づく特定外来生物を含む。）

【県リスト（661種）】

鹿児島県の生態系、農林水産業や人の生活に悪影響をもたらす、あるいはもたらすおそれのある外来種について、県が作成・公表する外来種のリスト

3 指定により生じる効力

条例第7条第7項による指定の告示を行うことにより、県民等には、以下の義務が生じる。

- ① 規制地域内における放出等の禁止
- ② 適合飼養等施設の要件に適合する施設内での適切な飼養等
- ③ 販売事業者にあつては、購入しようとする者に対する説明義務


令和2年度指定外来動植物の指定候補種（案）一覧

番号	外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	飼養等の方法	適合飼養等施設
1	ミシシippアカミミガメ	県内全域	爬虫類の飼養等の方法による。	施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②水槽型施設等 ③人工池沼型施設等 ④網いけす型施設
2	カムルチー	県内全域	魚類、汽水・淡水産魚類の飼養等の方法による。	
3	アメリカザリガニ	県内全域	その他節足動物の飼養等の方法による。	
4	台湾シジミ種群	県内全域	陸産貝類・淡水汽水産貝類の飼養等の方法による。	
5	アメリカネナシカズラ	県内全域	植物の飼養等の方法による。	
6	メリケントキンソウ	県内全域		施設要件を定める基準に適合する下記いずれかの施設 ①移動用施設 ②屋内栽培施設 ③ほ場型施設

指定外来動植物指定調書


指定外来動植物指定調書

管理No. R02-001号

和名	ミシシippアカミミガメ		
学名	<i>Trachemys scripta elegans</i>		
分類群	爬虫類	科名	ヌマガメ科
国リスト	緊急対策外来種		
県リスト	防除対策種 (緊急防除種)		
由来	国外由来		
原産地	北米大陸		
県内自然分布	—	県内導入分布	県本土・種子屋久・喜界島・奄美群島
侵入の経緯	ペットとして飼われる個体の遺棄 縁日等での売れ残った幼体の大量遺棄（喜界島）		
侵入による影響	餌となる生物群集（特に水生植物）への影響，在来カメ類の駆逐		
市場取引の有無	有り		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域 (規制地域)	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	窓，扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。
		(4)	飼育場内に産卵・孵化が可能な場所がある場合，出現が予想される幼体の逸出防止とその飼育に備えること。それが困難な場合は，あらかじめ陸域をコンクリート等で固めるなどして，繁殖を防ぐこと。
		(5)	飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施設等の措置を講ずること。
		(6)	終生飼養に努めること。
適合飼養等施設	移動用施設，水槽型施設等，人工池沼型施設等，網いけす型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系被害防止外来種リスト（環境省） ・侵入生物データベース（国立環境研究所） ・鹿児島県外来種リスト（鹿児島県自然保護課） ・有馬ほか（2008）ミシシippアカミミガメの食害調査と駆除。Coastal Bioenvironment. 12, 53-57 		


指定外来動植物指定調書

管理No. R02-002号

和名	カムルチー（雷魚）		
学名	<i>Channa argus</i>		
分類群	汽水・淡水産魚類	科名	タイワンドジョウ科
国リスト	—		
県リスト	重点啓発種		
由来	国外由来		
原産地	東アジア		
県内自然分布	—	県内導入分布	江内川・川内川水系とその周辺の河川・藺牟田池
侵入の経緯	日本には1923～24年頃に、食用のために導入された。		
侵入による影響	大型の肉食魚であり、魚類や両生類、鳥類を捕食することから、生態系全体への影響が懸念される。		
市場取引の有無	有り		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域（規制地域）	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。
		(4)	終生飼養に努めること。
適合飼養等施設	移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等、網いけす型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入生物データベース（国立環境研究所） ・ 鹿児島県外来種リスト（鹿児島県自然保護課） ・ 日本生態学会（編）（2002）外来種ハンドブック。地人書館、東京 		

指定外来動植物指定調書

管理No. R02-003号

和名	アメリカザリガニ		
学名	<i>Procambarus clerkii</i>		
分類群	その他節足動物	科名	アメリカザリガニ科
国リスト	緊急対策外来種		
県リスト	防除対象種 (重要防除種)		
由来	国外由来		
原産地	北米南部		
県内自然分布	—	県内導入分布	県本土・甌島・奄美大島 (小湊)・沖永良部島
侵入の経緯	1927年にウシガエルの餌として神奈川県に導入され、 その一部が逸出して全国に広まった。		
侵入による影響	他の水生動物をどん欲に捕食し個体群に打撃を与え、食物連鎖を通じて 水辺環境を大きく改変し、生物多様性を著しく低下させる。		
市場取引の有無	有り		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域 (規制地域)	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼体等が流出しないよう過後に排水を行うこと。
		(4)	終生飼養に努めること。
適合飼養等施設	移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等、網いけす型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入生物データベース (国立環境研究所) ・ 鹿児島県外来種リスト (鹿児島県自然保護課) ・ 日本生態学会 (編) (2002) 外来種ハンドブック. 地人書館, 東京 		


指定外来動植物指定調書

管理No. R02-004号

和名	台湾シジミ種群		
学名	<i>Corbicula fluminea</i>		
分類群	陸産貝類・淡水汽水産貝類	科名	シジミ科
国リスト	その他の総合対策外来種		
県リスト	防除対象種 (重要防除種)		
由来	国外由来		
原産地	台湾・中国		
県内自然分布	—	県内導入分布	本土・奄美大島(?)
侵入の経緯	意図的放流・食品及びペット(水質浄化用)の逸出。		
侵入による影響	固有種貝類との競合。		
市場取引の有無	有り		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域 (規制地域)	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼生等が流出しないよう過後に排水を行うこと。
		(4)	終生飼養に努めること。
適合飼養等施設	移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等、網いけす型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入生物データベース(国立環境研究所) ・鹿児島県外来種リスト(鹿児島県自然保護課) ・日本生態学会(編)(2002)外来種ハンドブック。地人書館、東京 ・園原(2005)相模川水系における台湾シジミの侵入状況とシジミ亜科分類の変遷 Actinia. 16, 11-19 		


指定外来動植物指定調書

管理No. R02-005号

和名	アメリカネナシカズラ		
学名	<i>Cuscuta pentagona</i>		
分類群	維管束植物	科名	ヒルガオ科
国リスト	その他の総合対策外来種		
県リスト	防除対象種 (一般防除種)		
由来	国外由来		
原産地	北米		
県内自然分布	—	県内導入分布	薩摩川内市・鹿児島市 ・池田湖・甕島
侵入の経緯	非意図的導入（輸入穀物，緑化用種子に混入） 近隣地域などから侵入		
侵入による影響	在来種と競合。在来種の生育阻害。農作物の生育阻害。		
市場取引の有無	無し		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域 (規制地域)	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって，日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。
		(4)	地下茎の断片，根茎部，種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。
適合飼養等施設	移動用施設，屋内栽培施設，ほ場型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系被害防止外来種リスト（環境省） ・侵入生物データベース（国立環境研究所） ・鹿児島県外来種リスト（鹿児島県自然保護課） ・DECO（編）（2006）外来生物辞典．東京書籍，東京 		

指定外来動植物指定調書

管理No. R02-006号

和名	メリケントキンソウ		
学名	<i>Soliva sessilis</i>		
分類群	維管束植物	科名	キク科
国リスト	—		
県リスト	防除対策種 (一般防除種)		
由来	国外由来		
原産地	南米		
県内自然分布	—	県内導入分布	南九州市・鹿児島市・ 薩摩川内市・志布志市
侵入の経緯	非意図的導入。近隣地域などから侵入。		
侵入による影響	在来種と競合。人間の健康被害（刺による怪我）。		
市場取引の有無	無し		
拡大・拡散のおそれ	有り		
被害甚大化のおそれ	有り		
指定による効果	有り		
告示内容	指定を行う地域 (規制地域)	県内全域	
	飼養等の方法	(1)	自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。
		(2)	飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
		(3)	周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。
		(4)	地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。
適合飼養等施設	移動用施設、屋内栽培施設、ほ場型施設		
参考文献	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県外来種リスト（鹿児島県自然保護課） ・メリケントキンソウ撲滅対策マニュアル（鹿児島県外来動植物対策推進員 窪 健一） 		